

坂井市議会BCP(業務継続計画)

平成30年4月

目次

1. 目的
2. 想定する災害
3. 議会・議員等の役割
4. 災害対応組織・情報伝達
5. 災害発生時の対応
6. 発生時対応に向けた環境整備
7. 計画の運用
8. その他

1. 目的

この坂井市議会^{*1}BCP（業務継続計画）は、坂井市内で大規模災害等の緊急事態が発生した際に、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、坂井市議会及び議員がどのように対応すべきか、共通の認識を持ち、議会としての体制の整備を行うものである。

なお、このBCPでは、災害発生直後から、議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員等の役割や具体的な組織等について定めるものとする。

*1 BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定し、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。

2. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害（以下「災害」という。）は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画等に基づく各種対策本部（以下「市本部」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・震度5強以上の地震、津波
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

参 考 坂井市災害対策本部運営要綱抜粋

別表第3（第7条関係）

配備体制

1 一般災害時

種別	配備基準	配備内容
注意体制	1 注意報が発表されたとき。	1 防災担当職員による情報連絡活動が円滑に行い得る体制（待機体制：自宅待機を含む。）
警戒体制	1 警報が発表されたとき。 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき。	1 防災関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制 2 土砂災害警戒地域への広報体制 3 避難対策の準備体制
第1配備	1 小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがあるとき。 2 相当規模の災害の発生が想定されるとき。 3 その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策連絡室の設置 2 気象・河川情報の伝達体制及び災害情報の収集体制 3 小規模災害に対処できる出動体制 4 避難対策の体制
第2配備	1 相当規模の災害が発生したとき 2 局地的ではあるが、大規模な災害の発生が予想されるとき。	1 必要により災害対策本部の設置 2 災害の状況に対応した応急対策活動 3 非常配備に移行できる体制 4 避難対策の体制 5 全職員に自宅待機指示
非常配備	1 市域に係る特別警報が発表されたとき。 2 市内全域にわたり災害が発生したとき。 3 大規模な災害の発生が予想されるとき。 4 その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策本部の設置 2 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制

2 地震津波災害時

種別	配備基準	配備内容
注意体制	1 市内で震度3を観測したとき。	1 防災関係課等の職員による情報連絡及び災害応急対策を実施する体制
第1配備	1 市内で震度4を観測したとき。 2 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 3 その他市長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策連絡室の設置 2 地震・津波情報の伝達体制及び災害情報の収集体制 3 小規模災害に対処できる出動体制 4 避難対策の準備体制
第2配備	1 市内で震度5弱を観測したとき。 2 市内の沿岸に津波警報が発表されたとき。 3 第1配備以降に市長が体制を強化する必要があると認めたとき	1 必要により災害対策本部の設置 2 災害の状況に対応した応急対策活動 3 非常配備に移行できる体制 4 避難対策の体制 5 全職員に自宅待機指示
非常配備	1 市域に係る特別警報が発表されたとき。 2 市内で震度5強以上の地震を観測したとき。 3 市内の沿岸に大津波警報が発表されたとき。 4 第2配備以降大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 5 その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めたとき。	1 災害対策本部の設置 2 職員を全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制

3 議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

- ① 市議会は、災害が発生したとき、「坂井市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。
また、坂井市災害対策本部（以下「市本部」という。）が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、対策会議で調整を行い、市本部に対して提案、提言、要望等を行う。
また、市本部と連携・協力し、国や県等に対して、要望等を行う。
- ③ 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。
また、市民の意見、要望等を踏まえ、市の行う復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案機能を有効に発揮していく。

(2) 議長の役割

議長は、災害が発生した場合には、対策会議を設置、構成員（委員）を招集する。

(3) 議員の役割

- ① 災害が発生したときは、それぞれの地域において次のような活動を行う。
 - (ア) 地域の防災組織における活動や運営など災害時の共助の取組に、協力・支援を行う。
 - (イ) 市本部が、応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況の情報を、必要に応じて対策会議に提供する。
 - (ウ) 対策会議を通じて把握した、地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、市民に提供する。
- ② 対策会議の構成員については、対策会議が設置されたときは、対策会議の活動に従事する。

(4) 議会事務局職員の役割

市において、市本部が設置された場合には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。

4 災害対応組織・情報伝達

(1) 対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市本部の設置後、速やかに対策会議を設置し、災害対応に当たるものとする。対策会議は、議長と副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(対策会議)

◎ 構成員（委員） 議長（委員長）・副議長（副委員長）・各会派の代表者（委員）

◎ 主な任務 議長：対策会議を設置、招集し、会議の事務を統括する

副議長：議長を補佐し、議長が欠けた場合には、その職務を代理する

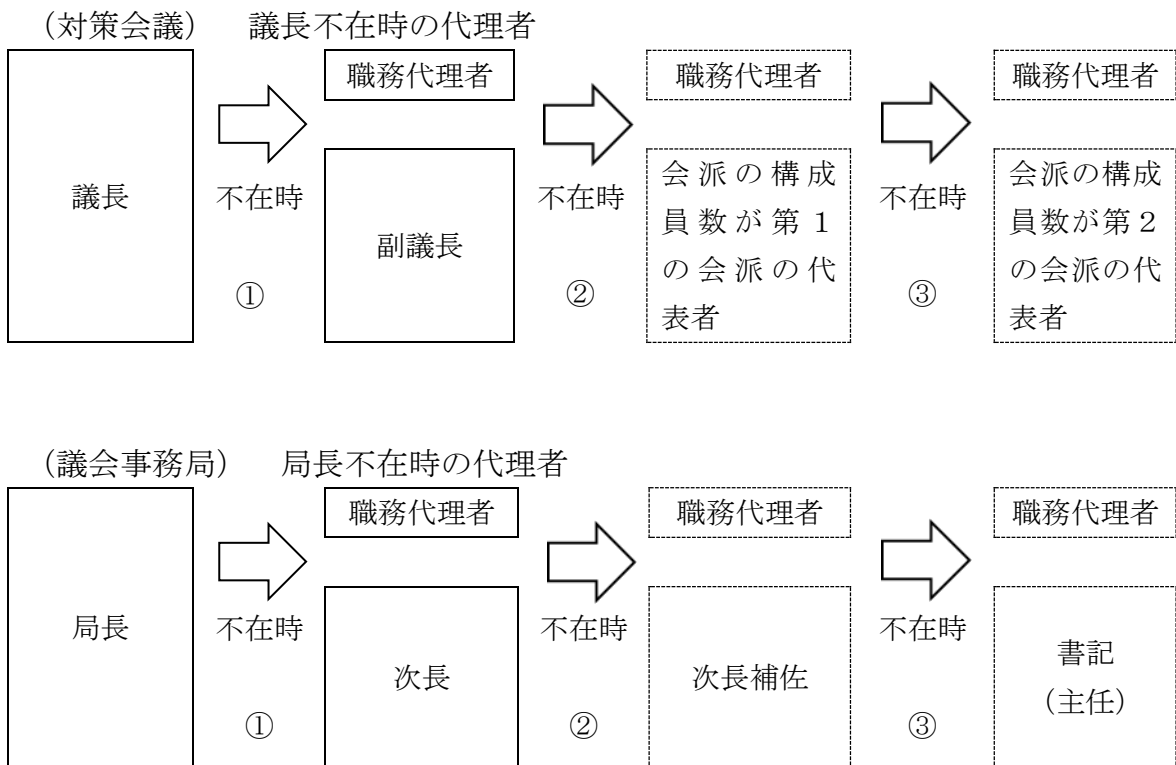
各派の代表者：議長の指示のもと、次の任務にあたる

- 議員の状況確認に関すること
- 本会議、委員会の開催に関すること
- 本会議、委員会の協議事項などに関すること
- 災害情報の収集などに関すること
- 市本部等との連携に関すること
- その他、災害対応に必要と考えられること

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会事務局（委員会室又は議長室）	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	会議の進行は議長が行い、協議事項は議長が決定する
風水害	全域	同上	市本部等の設置後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上
	局地	同上	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

(2) 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会事務局においては議長と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。



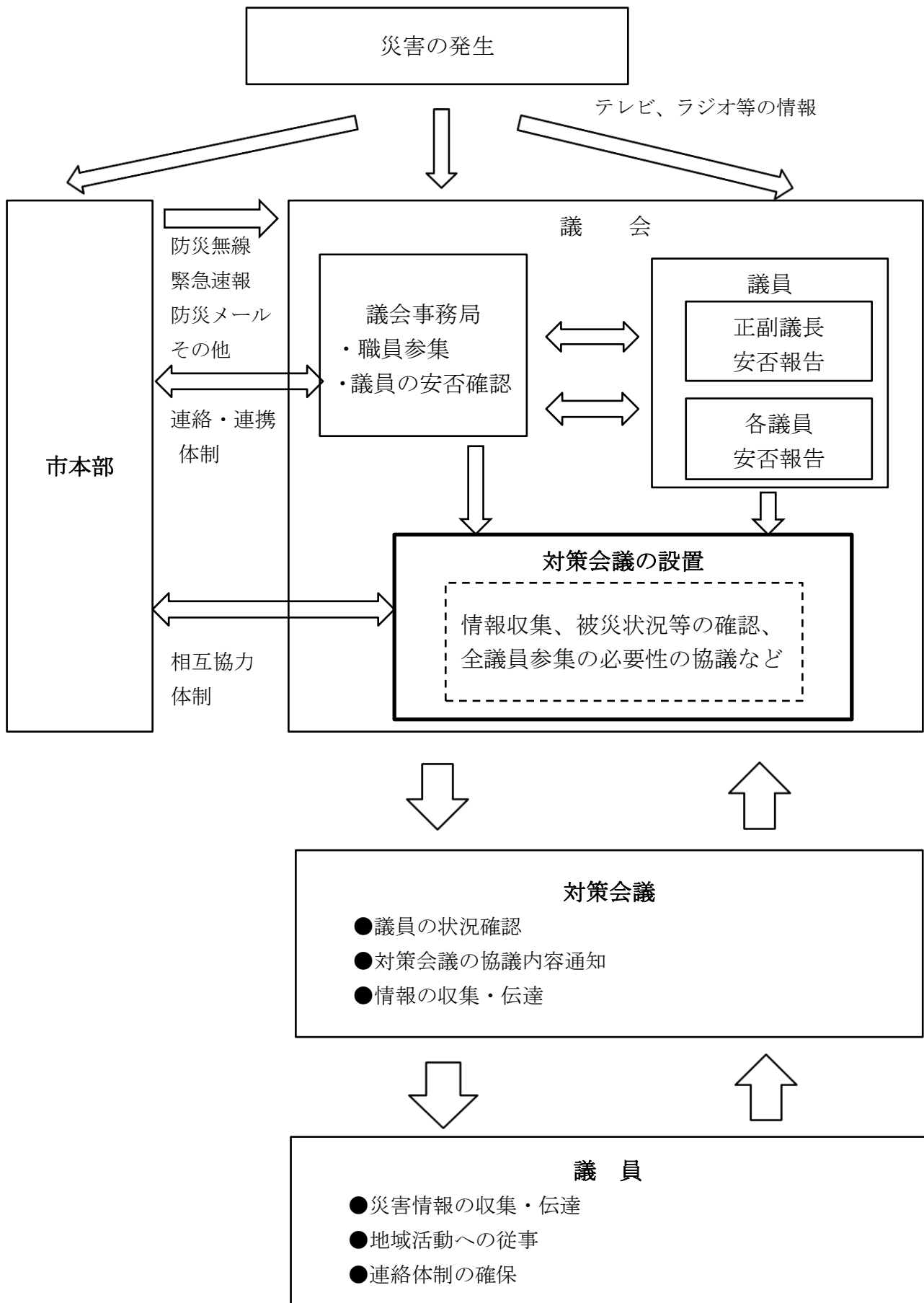
(3) 議員と市本部、対策会議等との情報伝達

① 市本部が関係機関から収集・整理した災害情報は、対策会議を通じて議員に伝達する。

② 議員が把握した地域の被災情報は、必要に応じて、対策会議を通じて、市本部に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



5 災害発生時の対応

(1) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のため指示をするものとする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

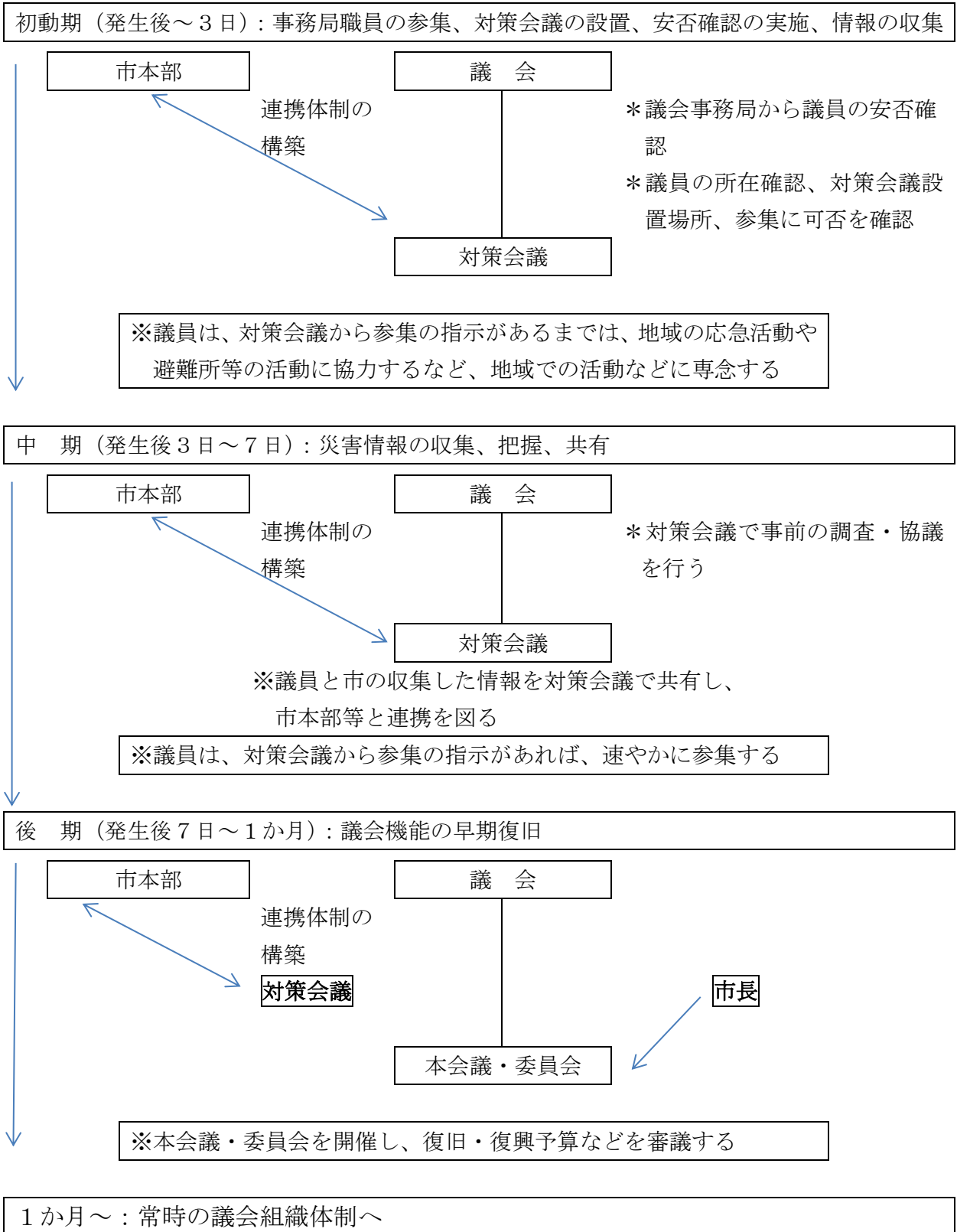
(2) 災害が会議外に発生した場合

議員は、速やかに自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局への安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

①行動形態

(災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



②行動基準

(災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

議会事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時 期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局へ参集 ・議会事務局の被災状況の確認（対策会議の場所決定） ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・対策会議の設置 ・議会事務局の情報端末機器の確認 ・市と連絡体制確保 ・インフラの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・市本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局に安否報告
24時間 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室などの被災状況の確認 ・議場、委員会室の放送設備の確認 ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集 ・報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・議員の安否情報処理 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・市本部等と情報共有、収集し、全議員招集の有無を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・市本部等と情報共有 ・議会運営事項の協議・市本部等と情報共有 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議から指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の

			確保
<p>【中期】</p> <p>3日</p> <p>7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・議会運営に再開準備（開催場所、議案などの協議） ・災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
<p>【後期】</p> <p>7日</p> <p>1か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議の運営 ・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制へ移行

③議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

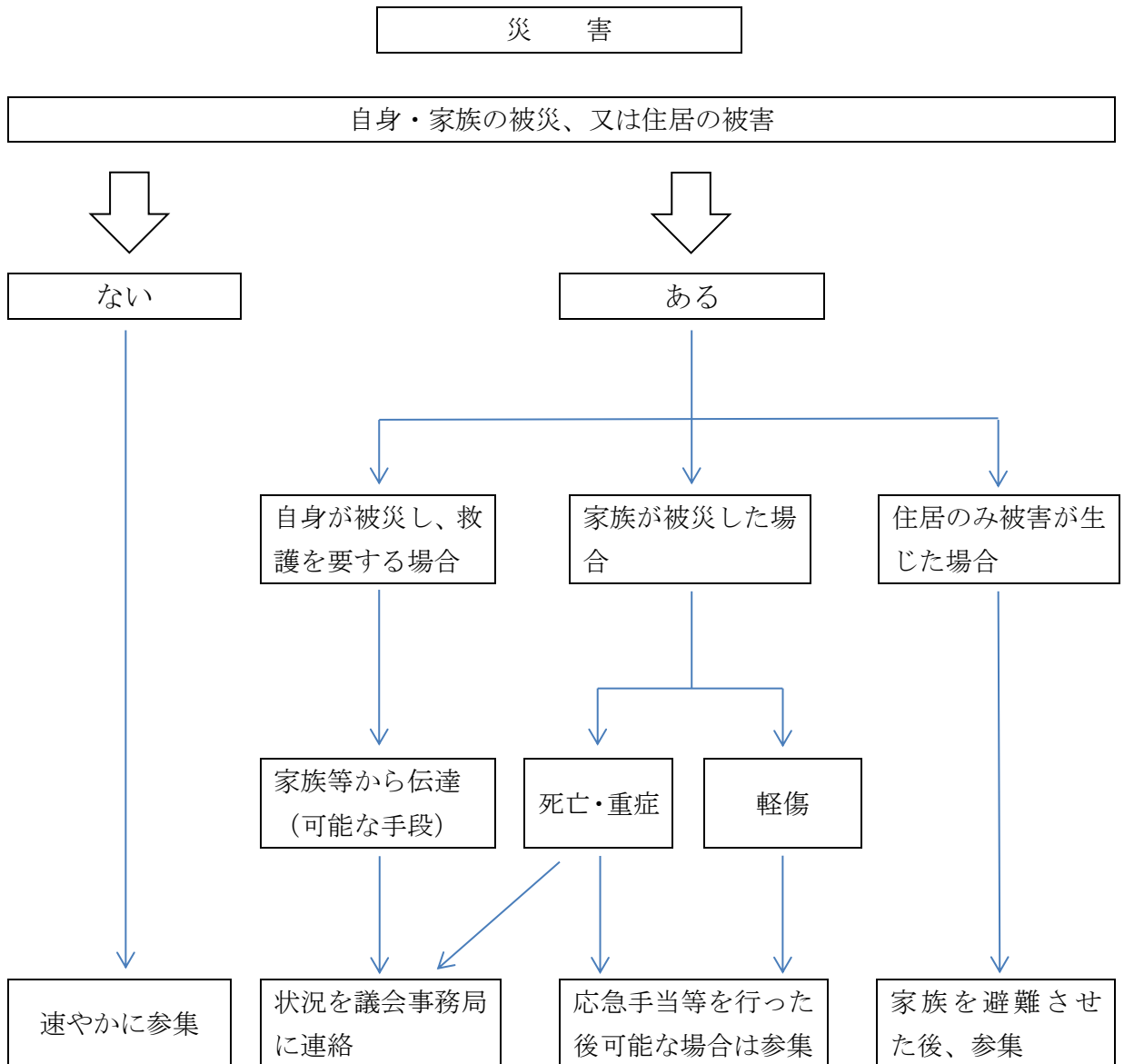
議員の参集基準

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考えて必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会事務局 本庁が被災した場合 ⇒ 対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。

6 災害発生時対応に向けた環境整備

(1) 防災訓練

災害の発生等を想定した、議員・事務局職員の参加する訓練等を定期的を実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

(2) 議場等の代替施設

災害等が発生した際、議場を含む議会事務局がある建物の全部又は一部に被害が発生した場合、代替となる候補施設（市役所周辺の公共施設等）を検討する。

代替候補施設：

※詳細な利用方法等については、あらかじめ施設管理者と協議を進めるものとする。

(3) 通信環境

災害等が発生した場合、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることを想定し、電話やFAXの代替となるようにSNS活用等の新たな情報手段を検討する。

(4) 備蓄品などの確保

災害対応にあたる議員及び事務局職員が、継続的に非常時優先業務に従事することなどを考慮し、最低限72時間（3日間）分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備えることに努める。

① 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と事務局職員のあわせて33人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理することに努める。

② 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ（トイレパック）や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品について、確保しておくことに努める。

③ 災害被災者への対応

災害時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておくことに努める。

④ 防災キットなどの確保

議員と事務局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用として、マウンテンバイクなどを計画的に確保することに努める。

7. 計画の運用

(1) 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）を毎年1回は実施し検討する。

(2) 携帯ハンドブック

計画について常に確認し、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や行動基準などをまとめた携帯ハンドブックを作成する。

8. その他

議会BCPの見直し

議会BCPの見直しは、対策会議の構成員を中心に行うものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は参加できるものとする。

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。